

2011年11月10日
郵便事業株式会社

第二種広告郵便物の割引率の変更等

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）は、平成24年4月1日（日）から、企業等から差し出される郵便物の割引率・適用条件の一部を、次のとおり変更します（詳細は別紙のとおりです。）。

1 広告郵便物の割引率の変更

第二種郵便物の基本割引率を4%引き下げます。

2 7日程度送達余裕承諾割引の適用条件の変更

広告郵便物及び区分郵便物の特別割引率のうち、7日程度送達余裕承諾割引の適用条件（送達に7日程度の余裕を承諾していただいたものであること）に、次の条件①及び②を追加します。

条件①：地域区分店等（注）に差し出していただくこと

条件②：同時に50,000通以上差し出していただくこと

（注） 地域区分店等とは、郵便物の運送拠点である全国73支店をいいます。

3 複数の差出人から差し出される場合に適用される料金割引の廃止

広告郵便物、区分郵便物及びバーコード付郵便物のうち、複数の差出人からまとめて差し出される場合に適用される料金割引を廃止します。

以 上